

矢吹町保育士就職準備金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育施設等に保育士として就職する際の資金（以下「就職準備金」という。）を貸付けるために必要な事項を定め、保育士人材の確保並びに定着を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 保育施設等 矢吹町内の私立認可保育所、私立認定こども園、私立小規模保育事業(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年矢吹町条例第23号)第37条第1項に規定する小規模保育事業C型を除く。)をいう。
- (2) 保育士 保育施設等に勤務する常勤の保育士をいう。ただし、当該施設の経営に携わる法人の役員は除く。
- (3) 養成施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校、その他の施設をいう。

(貸付けの対象者)

第3条 貸付けを受けることができる者は、養成施設の最高学年に在学し、当該年度に卒業する見込みの者で、卒業後ただちに保育士として保育施設等に勤務しようとする者。ただし、保育士として週30時間以上の勤務を要すること。

(就職準備金の貸付額)

第4条 就職準備金の貸付額は40万円以内とする。

(就職準備金の用途)

第5条 就職準備金は、就職に伴う転居費用及び就職の準備等に伴う経費のために使用しなければならない。

(就職準備金の利息)

第6条 就職準備金は、無利息で貸し付けるものとする。

(貸付けの申請)

第7条 就職準備金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の書類を別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 保育士就職準備金貸付申請書(様式第1号)
- (2) 住民票抄本
- (3) 雇用内定証明書(様式第2号)
- (4) 保育士証の写し又は卒業見込証明書並びに指定保育士養成施設3月卒業・修了見込申請書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第8条 申請者は連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は貸付金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)と連帯して貸付けた就職準備金の返還の債務を負担するものとする。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して補償できる者を立てるものとする。

(審査及び決定)

第9条 町長は、申請者から提出のあった書類をもって審査し、貸付けの可否及び貸付額の決定を行い、申請者に対し矢吹町保育士就職準備金貸付決定(却下)通知書(様式第3号)により通知する。

(貸付に係る契約等)

第10条 前条により就職準備金貸付の決定を受けた申請者は、通知のあった日から起算して30日以内に次の書類を提出しなければならない。なお、期間内に書類の提出がない場合は、就職準備金の貸付を辞退したものとみなす。

- (1) 就職準備金借用証書(様式第4号)

(2) 振込先口座通帳の写し（コピー）

(3) その他町長が必要と認める書類

（就職準備金の交付）

第11条 町長は、前条により書類の提出があったときは、就職準備金の交付を速やかに行うものとする。

（貸付契約の解除）

第12条 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除する。

(1) 保育施設等を退職したとき

(2) 保育施設等からの採用を辞退した時または採用が取り消しになったとき。

(3) 就職準備金の貸付を辞退したとき。

(4) 虚偽その他不正な方法により就職準備金の貸付を受けたことが明らかになったとき。

(5) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったとみとめられるとき。

(6) 死亡したとき。

(7) その他の就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還債務の減免）

第13条 町長は、借受人が矢吹町内の保育施設等において保育業務に従事し、かつ、2年間引き続き業務に従事した時（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）は、貸し付けた就職準備金に係る返還債務の全部を免除できる。

2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することが困難であると認められるときは、返還債務の全部又は一部を免除する

ことができる。

3 町長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた就職準備金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

(1) 死亡し、又は心身の故障により貸付を受けた就職準備金を返還することができなくなったときは、返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。

(2) 長期間所在不明となっている場合等、就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。

（返還債務の免除の申請等）

第14条 借受人は、前条各項のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに保育士就職準備金返還免除申請書（様式第5号）に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、借受人がやむを得ない事情により申請できない場合にあつては、町長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

(1) 在職証明書等

(2) 診断書等の写し

(3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 町長は、前項による免除の申請があつたときは、審査のうえ、保育士就職準備金返還免除申請結果通知書（様式第6号）により、その結果を借受人に通知する。

（返還債務の履行猶予）

第15条 町長は、災害、疾病、負傷、保育業務に従事中、その他やむを得ない事由がある場合は、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予することができる。

（返還猶予の申請等）

第16条 借受人は、前条に該当するに至ったときは、速やかに次の書

類を提出しなければならない。ただし、借受人がやむを得ない事情により申請できない場合にあつては、町長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

(1) 保育士就職準備金返還猶予申請書（様式第7号）

(2) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 町長は、前項による猶予の申請があつたときは、審査のうえ保育士就職準備金返還猶予申請結果通知書（様式第8号）により、その結果を申請者に通知する。

（返還）

第17条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付を受けた就職準備金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。）により返還しなければならない。

(1) 保育施設等に就業から2年以内に退職した場合

(2) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 月賦による返還ができる期間は5年を上限とする。

3 虚偽その他不正な方法により就職準備金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた就職準備金を町長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

4 借受人は、前第1項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から30日以内に保育士就職準備金返還届（様式第9号）を提出しなければならない。

5 町長は、前項による返還の届出があつたときは、審査のうえ保育士就職準備金返還通知書（様式第10号）により返還期間等を当該借受人に通知する。

（届出義務）

第18条 借受人は、就職準備金の貸付けの決定を受けた日から返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間に次に掲げ

る事由が発生したときは、保育士就職準備金借受人等届出事項変更届（様式第11号）により速やかに届け出なければならない。

- (1) 借受人の住所・氏名・勤務先に変更があったとき。
- (2) 就職準備金の貸付を辞退するとき。
- (3) 借受人が対象外業務に従事したとき、又は退職したとき。
- (4) 連帯保証人の氏名・住所又は職業、その他の重要な事項に変更があったとき。

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は就職準備金借受人等届出事項変更届に事実を証明する書類を添えて直ちに届け出なければならない。

3 借受人は、返還免除対象業務に従事中は、毎年1回「在職証明書」を町に届け出なければならない。

(その他)

第19条 町長は、前各条に定めるもののほか、必要があるときは、借受人等に対し、就職準備金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(矢吹町保育士就職準備金貸付事業交付要綱の廃止)

2 矢吹町保育士就職準備金貸付事業交付要綱（平成29年矢吹町教育委員会告示第12号）は、廃止する。